

企業活動と患者団体の関係の透明性に関する指針

<本指針の目的および方針>

本指針は、製薬企業の活動における患者団体との関係の透明性を確保することにより、製薬産業が医学・薬学をはじめとするライフサイエンスの発展に寄与していること及び、企業活動は高い倫理性を担保した上で行われていることについて広く理解を得ることを目的としています。

患者団体との関係は、患者団体の独立性を尊重し透明性を確保する必要があります。企業は、公正な競争を通じて利潤を追求するという経済的主体であると同時に、広く社会にとって有用な存在であることが求められます。そして製薬企業の一員として杏林製薬は、「生命を慈しむ心を貫き、人々の健康に貢献する社会的使命を遂行します」という企業理念の下、国の内外を問わず、人権を尊重するとともに、全ての法令、行動規範およびその精神を遵守し、高い倫理観をもって行動します。

今後、以下の基準により患者団体との関係を公開します。

<公開方法>

資金提供等について決算終了後に会社ウェブサイト等を通じ、公開します。

※公開時期 2013年度分を2014年度から公表する予定です。

<公開対象>

A. 直接的資金提供

寄付金、会費、賛助会員費、協賛費、広告費など直接的資金提供を行った費用

B. 間接的資金提供

患者団体支援を目的とした企業主催・共催の講演会、説明会、研修会などに伴う費用

C. 原稿執筆料など

講師・原稿執筆・監修、調査、アドバイザーなどの会社からの依頼事項に対する謝礼費用

D. その他

社員が患者団体に行なった労務提供の有無

以上